

令和4年5月19日

会員の皆様へ

HPVワクチンの定期接種、キャッチアップ接種の接種間隔短縮に対する対応

日本産科婦人科学会
理事長 木村 正

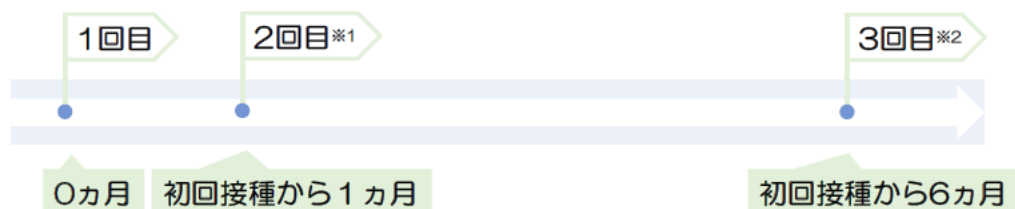
HPVワクチンの定期接種およびキャッチアップ接種の積極的勧奨が再開されました。今後、HPVワクチンの接種を希望される女性が増えることが予想されます。HPVワクチンの定期接種、キャッチアップ接種では、しばしば接種間隔を短縮することを希望される接種対象者がいらっしゃいます。

公費助成による定期接種、キャッチアップ接種では、予防接種法に基づいた「予防接種実施規則」、「定期接種実施要領」において、接種間隔が規定されています。予防接種実施要領等の規則にあてはまらないものは法定外として取り扱われることがあります。その場合、定期接種の枠を外れるので、自治体によっては任意接種（自費）と判断され、自治体から接種費用が戻らないケースがあります。

HPVワクチン接種を定期接種、キャッチアップ接種として行う場合には、接種間隔について定期接種実施要領を遵守していただきますようお願い申し上げます。なお、HPVワクチンの実施要領は、各HPVワクチンの添付文書に記載されている接種間隔と同じです（以下、ご参照ください）。

また定期接種では、1ヵ月の期間は4週間又は30日という解釈はせず、暦に従うことになっておりますので、併せてご注意ください。

2価HPVワクチン(サーバリックス®)の場合

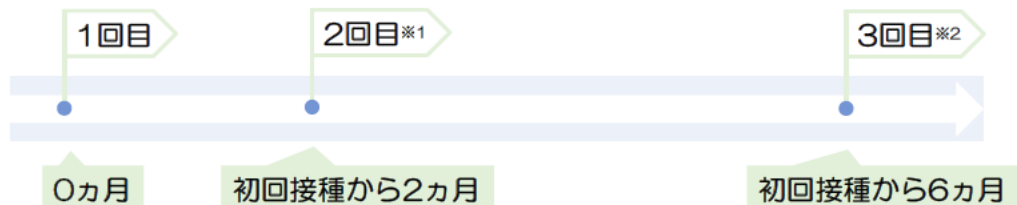


2回目及び3回目の接種が初回接種の1ヵ月後及び6ヵ月後にできない場合

※1：1回目から1ヵ月以上あける

※2：1回目から5ヵ月以上あける かつ 2回目から2ヵ月半以上あける

4価HPVワクチン(ガーダシル®)の場合



2回目及び3回目の接種が初回接種の2ヵ月後及び6ヵ月後にできない場合

※1：1回目から1ヵ月以上あける

※2：2回目から3ヵ月以上あける

1年以内に接種を終えることが望ましい

(厚労省HPより、<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/teiki-yobou/10.html>)

<参考>

1月以上の間隔をおくとは

- 「1月以上の間隔をおく」とは、翌月の同日の前日に1ヵ月経過したと考えるため、翌月の同日から接種可能になる。
- 翌月に同日となる日が存在しない場合には、翌月最終日の翌日（つまり1日）から接種可能になる。

1月15日 → 2月15日

1月31日 → 3月1日

※2月には31日がないため、2月最終日の翌日=3月1日となる

3月以上の間隔をおくとは

- 「3月以上の間隔をおく」とは、3ヵ月後の同日の前日に3ヵ月経過したと考えるため、3ヵ月後の同日から接種可能になる。
- 3ヵ月後に同日となる日が存在しない場合には、3ヵ月最終日の翌日（つまり1日）から接種可能になる。

1月15日 → 4月15日

1月31日 → 5月1日

※4月には31日がないため、4月最終日の翌日=5月1日となる